

町税滞納処分による不動産公売を実施します

税務課徴収係では、町税の滞納額が高額となる案件や悪質な案件の集中的な債権の回収に取り組んでいます。

今回は、町税の滞納処分により差押えた不動産を公売(入札による売却)しますので、購入を希望される方や興味のある方は、愛知県のホームページ(1月11日(水)掲載予定)をご覧ください。

なお、今回の公売は、愛知県と県内の市町村が税金等の滞納処分として差押えた土地と建物を一括して公売する共同公売となります。

●所在地

知多郡美浜町大字河和字南屋敷1-3 知多郡美浜町大字河和字南屋敷11
知多郡美浜町大字河和字南屋敷11-2

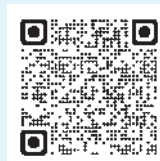
●入札日時

令和5年2月8日(水曜日) 午後1時30分～1時50分【開札は午後1時51分】

●入札会場

名古屋市熱田区森後町8-22 愛知県名古屋南部県税事務所 4階 会議室

●問合せ 税務課 内線248



▲県ホームページの下方市町村との共同公売をご覧ください

産前産後期間の国民年金保険料が免除されます。

産前産後期間の国民年金保険料免除制度は、次世代育成支援の観点から国民年金第1号被保険者が出産された際、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除される制度です。出産予定日の6か月前から届出ができます。

現在、保険料免除制度を利用されている方も手続きしてください。

(20歳以上60歳未満の自営業者・農林漁業者とその家族、学生、無職の人)

■免除の内容

- ・「保険料免除された期間」も保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。
- ・産前産後期間の保険料を前納している場合、全額還付(返金)されます。
- ・産前産後期間は付加保険料が納付できません。

■保険料納付が免除される期間

- ・出産予定日または、出産日が属する月の前月から4か月間
 - ・多胎妊娠(2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠)の場合は、3か月前から最大6か月間
- ※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます)

■手続きに必要なもの

- ・申出書(国民年金担当窓口にあります)
- ・身分証(運転免許証、マイナンバーカード、年金手帳など)
- ・出産予定日(または出産日)を明らかにすることができる書類(母子手帳など)



●問合せ 住民課 内線258・358